

ハラスメント 相談外部窓口

匿名
OK

弁護士
対応

秘密
厳守



誰にも相談できない

これってハラスメント？

周りに知られたくない

話を聞いてほしい

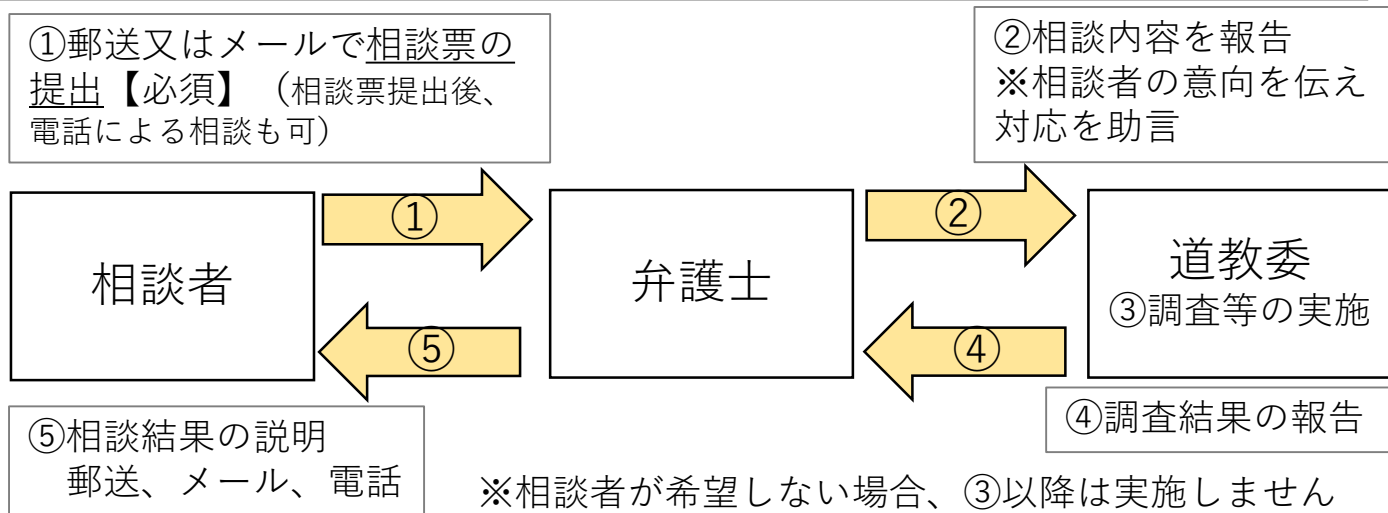
ひとりで悩まず、抱えこまず、
相談してみませんか？

北海道教育委員会

ハラスメント相談外部窓口を設置しました

道教委では、職員一人ひとりが高い意欲を持って、その能力を最大限発揮できるよう、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに取り組んでいます。
ハラスメント相談は、弁護士を通じて行うことができます。

利用の流れ



弁護士の連絡先

寺林 智栄(てらばやし ともえ)

- ・あて先
〒060-0031
札幌市中央区北1条東1丁目2-5
カレスサッポロビル5階
NTS総合弁護士法人 札幌事務所
弁護士 寺林 智栄あて
- ・メールアドレス
terabayashi_t@nts-hd.co.jp
- ・電話番号（直通）
070-6962-7769

畠山 大地(はたけやま だいち)

- ・あて先
〒060-0061
札幌市中央区南1条西10丁目
大通ホワイトビル5階
弁護士法人白総合法律事務所
弁護士 畠山 大地あて
- ・メールアドレス
hatakeyama@h-jurist.com
- ・電話番号（直通）
090-7514-3879

利用する際の留意点

- ・ 道教委で勤務する事務局職員（所管機関の職員を含む）及び道立学校職員以外は利用できないこと（市町村立学校の職員は利用できません）。
- ・ 弁護士に相談した内容については、匿名の場合の氏名等や秘匿したいと申し出た事項以外を除き、道教委に報告されることを理解した上で利用すること。
- ・ 電話による相談は、30分以内となること。
- ・ 同一案件の相談は、1回のみとすること（内部窓口への相談も含む。）
- ・ 上記弁護士を自らの代理人に選任することはできないこと。
- ・ 弁護士は、個別具体的な事案に対しての助言等を行うことができないこと。
- ・ 匿名の場合や秘匿事項によっては、その後の道教委における調査・対応が十分にできない場合があること。